

令和3年11月18日

公益社団法人広島県労働基準協会 御中

厚生労働省

広島労働局労働基準部監督課

働き方改革関連法に関する説明会のご案内について

平素より労働基準行政の推進に関し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」）については、平成30年7月6日に公布され、平成31年4月1日から各改正事項が順次施行されているところです。

働き方改革は、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指すものであり、こうした、働き方改革の目指す社会を実現させるためには、働き方改革関連法の趣旨や内容等を十分に理解し実行することが大切です。

については、労働基準監督署では、働き方改革関連法の趣旨や内容の周知及び新たな労働時間制度に基づく管理の徹底を図ることを目的とした説明会を別紙の日程で開催いたしますので、貴団体のHPやメルマガ等により会員企業の皆様へ周知いただきたく存じます。

なお、説明会では、各労働基準監督署職員から説明を行いますが、運営は、受託会社大原出版株式会社が行いますので、説明会に関するお問合せや申し込みに関しては、受託会社へ直接連絡いただきますようお願いいたします。